

新城市内の**市街地に空き家を所有している**方へ

居住誘導区域内空き家解体促進事業費補助金

市街地の低未利用地の利活用を促進するため、新城市立地適正化計画における**居住誘導区域内の空き家を除却**するための費用について最大**40万円**を補助します。

右図に掲げる都市機能誘導区域または居住誘導区域内に立地する空き家の除却について補助します。

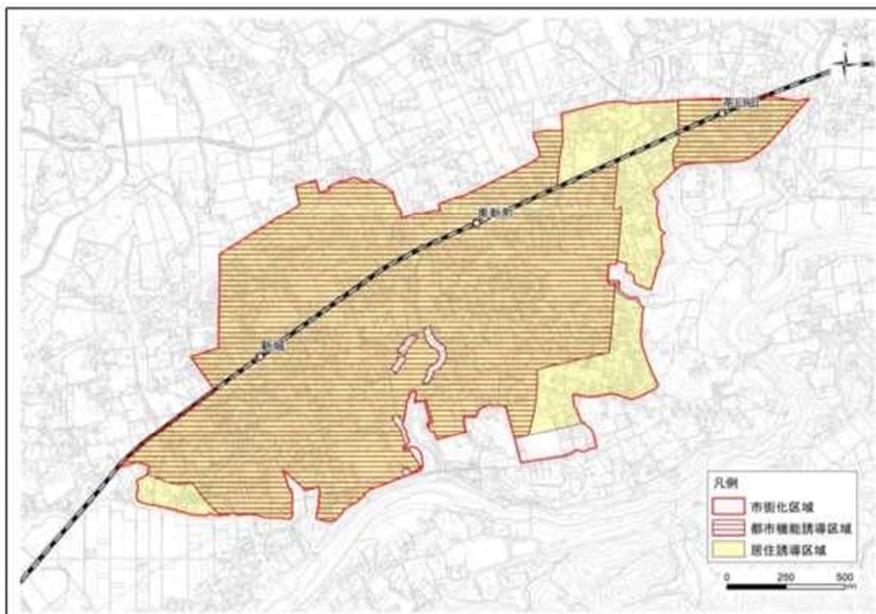
空き家の放置は周辺環境へ悪影響を及ぼす可能性があります。

この補助金の活用を機に、土地の有効利用や売却など検討してみてもはいかがでしょうか。

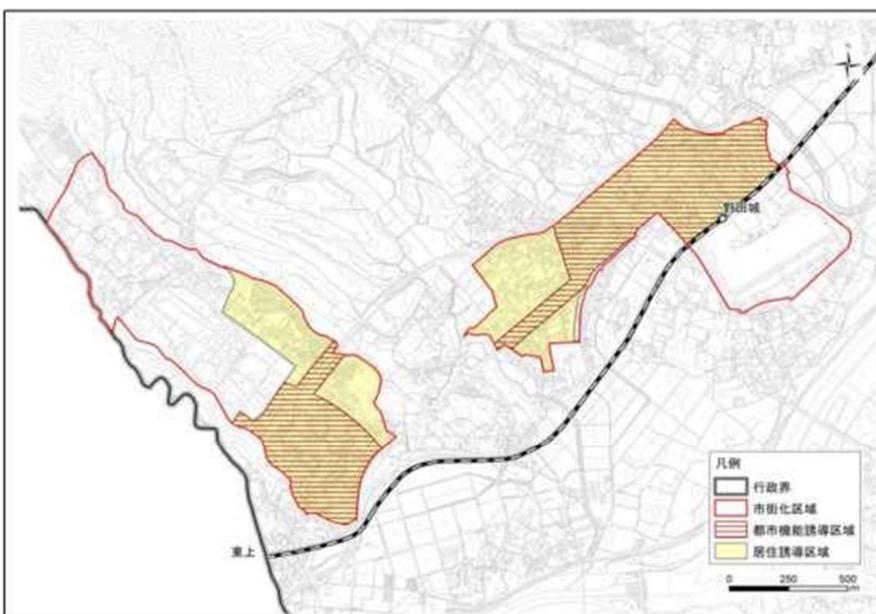


詳しい補助要件については裏面に記載しておりますのでご確認ください。

不明な点等がありましたら都市計画課までご相談ください。



図：都市拠点（中心地区）



図：副次都市拠点（野田地区・川田地区）

新城市建設部都市計画課

電話番号 0536-23-7640 E-mail toshi@city.shinshiro.lg.jp

■対象となる空き家（補助対象空き家）

補助金の対象となる空き家は、次に掲げる要件を全て満たすものが対象となります。

- 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内に存する空き家であること
- 住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）の用に供されていた空き家であること
- 1年以上使用されていない空き家（長屋又は共同住宅である場合は、全戸において1年以上使用されていないものに限る。）であること
- 市長が特定空家等に認定した空き家でないこと
- 所有権以外の権利が設定されていない空き家であること（当該権利の権利者が空き家を解体することに同意するときは、この限りではない）

■補助金の交付の対象となる工事（補助対象事業）

補助金の対象となる工事は、次に掲げる要件を全て満たすものが対象となります。

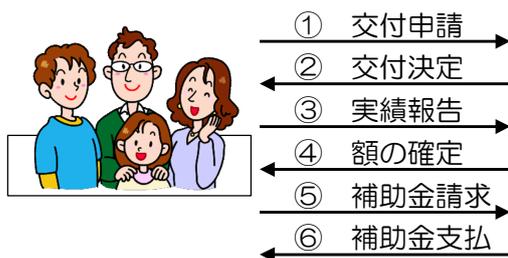
- 市内に事業所等を有する解体業者に依頼する工事であること
- 補助対象空き家の敷地に存する建築物、工作物、埋設物、立木等の全て（市長がやむを得ないと認めるものを除く）を除却し、当該敷地を更地にする工事であること
- 建設リサイクル法に基づく適切な分別解体、再資源化等を実施する工事であること
- 補助対象者又は補助対象者の3親等以内の親族が行う建替工事のための工事でないこと
- 交付決定を受けた後に着手する工事であること
- 他の補助金等の交付を受ける工事でないこと

■補助金の交付の対象となる方（補助対象者）

補助金の対象となる方は、次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。

- 補助対象空き家の所有者等（共有の場合は、共有者全員が空き家を解体することに同意する場合に限る）であること
- 市税等の滞納が無いこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- 補助対象空き家の所有権を得てから1年以上使用していないこと

■申請手続きの流れ



【注意事項】

- 解体工事の着手は交付決定後となります。
- 交付決定の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請が必要です。
- 解体工事は、交付する年度の2月末までに完了してください。

※交付申請時に、職員にて現地で空き家の状態を確認するため、敷地内に立ち入り調査をさせていただきます。